

# 税金を払わない大企業リストの公表

——法人税制改革の方向を誤るな——

富岡幸雄

## 目次

- I 序言——「法人税減税」ではなく「法人税再建」が急務  
——庶民いじめの消費増税の財源で巨大企業の減税でよいのか——
- II 税金を払っていない大企業の真実な実態の分析検証が前提  
——驚くほど軽い大企業の法人税の負担の実態説明が先決——
- III 業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い大企業の実名  
——徹底調査で分かった「法人税を払っていない大企業」の実像——
- IV 企業の規模別にみた階層別法人税平均実効負担率の状況  
——「巨大企業の極小負担」と「中堅中小企業の極大負担」——
- V 巨大企業に集中的に偏在している政策減税の優遇税制の実態  
——日本税制に潜在し固定化している伏魔殿のバールを暴く——
- VI 現在の法人税制の実態が抱えている問題状況と欠陥の元凶  
——大企業が税金を払わない法人税制崩壊の深刻な実相——
- VII 大事なことは問題の核心を衝き「的」をはずさない法人税再建  
——健全な活力ある企業社会と国家の姿の構築を目指すこと——

## I 序言——「法人税減税」ではなく「法人税再建」が急務

——庶民いじめの消費増税の財源で巨大企業の減税でよいのか——

自公連立の安倍晋三政権は2014年4月1日、消費税を5%から8%に増税した。さらに、2015年10月には10%に引き上げを予定している。

2015年の再増税が実現すれば、わずか1年半の間に、消費税率は5%か

ら10%へと倍増することになる。

財務省は、消費税を5%から8%に引き上げれば、2014年度の国の一般会計における税収増が4兆円になるという見通しを示した。ところが、その税収増額以上の税金を、大企業は支払っていない。

もし大企業がこれらの税金を支払っていれば、消費税を増税するどころか、そもそも消費税の導入さえ必要なかったであろう。日本の財政赤字もこれほど巨額にならなかったと私は考えている。

### 1 私がこれまで“消費税不要論”を強硬に主張し続けてきた理由

私は、消費税のような普遍的な間接税は、租税の基本理念に反すると考えている。それゆえに“大型間接税不要論”を強硬に展開してきた。日本の税制の欠陥は、メインタックスである所得課税に欠陥があることである。所得課税の欠陥を是正できれば、消費税は不要である。たとえ消費税を導入するにしても、その前にやるべきことがある。それは、本来大企業が納めるべき税金を納めなくてもいいようにと、法制を歪めてまで徴税を怠っている現状の租税システムを改め、正常化することである。国民いじめの消費税を第一に考えるべきではないのである。

歴代政権は、消費税の導入を着々と進めてきた。第一次大平正芳内閣時代の1978年、一般消費税導入案が浮上したが、翌年に行われた第35回衆議院総選挙で自民党は過半数を大きく下回り、導入を断念した経緯がある。

その後、第三次中曽根康弘内閣において、再度、売上税の導入が税制改革の基本方針になった際に、私は月刊「文藝春秋」（1987年3月号）で「税金を払わない大企業リスト」として、当時の9大商社のうち7社が大きな利益を計上しながら法人税を払っていないことを発表した。この記事は世論の売上税に関する反対を喚起し、1987年、売上税関連法案を廃案に追い込むきっかけのひとつになったと自負している。

しかし、竹下登内閣時代の1988年、消費税法案が成立し、翌年4月1日から消費税（3%）が導入された。

この間、私は、衆議院大蔵委員会や参議院予算委員会で参考人として意見陳述し、消費税実施を1カ月後に控えた1989年3月の衆議院予算委員会公聴会でも、「消費税の原理的な欠陥と問題点の10項目」を指摘した。そのうちの根幹部分を抜粋して紹介する。

「新型間接税（消費税のこと）の導入は、低所得層への過酷な増税であり、高所得者への減税であります。（中略）新型間接税の導入は、内需の停滞、物価の上昇、便乗値上げ、そして場合によればインフレ、国際摩擦の拡大を招き、経済政策にも逆行するおそれがあると考えています。所得税がもっとも公平な税金なのです。消費税のような大型間接税の導入は、税体系を好ましからざる方向に転換するものであります。（中略）税制改革はまずもって現行の所得税や法人税にあるゆがみとひずみを是正し、税に対する公正と正義を確立することが優先されなければならない。」

こうした主張もむなしく、時の自民党政権は、消費税を矛盾と欠陥だらけのまま強硬導入してしまった。その後も消費税は、1989年の3%から1997年には5%に増税されている。そして、第二次安倍内閣において8%、さらに、2015年からは10%へと、ひたすら増税の一途をたどろうとしているのである。

## 2 経済の暗黒時代“失われた20年”を招いた消費税の罪状

消費税が導入された1989年12月の大納会では、日経平均は3万8,915円という最高値をつけた。しかしその後、株価はジリジリと下がり、バブルの崩壊が国民に深刻な影響を与え始めたのは1993年からと言われている。

それからの“失われた10年”とも“失われた20年”とも言われる経済の暗黒時代は、消費税が経済の悪化を加速させたのだと誰の目にもわかる。

誠に残念なことであるが、消費税導入実施の直前である1989年3月の衆議院予算委員会公聴会で公述した消費税の経済への悪影響を及ぼすことを警告したことが現実となってしまったのである。

**3 グローバル企業の「節税」と「避税」が国の財政と税制に危機を招来**  
冒頭で、「大企業が税金を支払わない」と言ったが、大企業は脱税をしているわけではない。「脱税」は、法を逸脱して税金を支払わない犯罪である。一方、法に従って税金の支払額を少なくすることを「節税」という。ところが、現在の税体系には日本の税法の力が及ばず、グローバル化の時代に追いつけない「抜け道」が多くある。その大きな問題のひとつが、海外の支社や現地法人を“隠れ蓑”にしたり、タックス・ヘイブンの国々を迂回するお金の流れである。「節税」と「脱税」が重なりあっているグレーゾーンの「避税」は、日本をはじめとする先進国の租税立法と税務行政の課題となっている。

#### **4 アベノミクスの矛盾で庶民の生活は一段と苦境へ転落**

第二次安倍政権が誕生した2012年12月から、アベノミクスの経済効果と円安によって、日本の大企業は軒並み史上空前の利益を手中にした。ところが、その利益は従業員にはわずかしか還元されず、中小企業や非正規労働者、年金生活者の収入は増えていないのが現実である。賃金の伸びが物価上昇率を上回ってこそ国民は豊かになれるのであるが、国民の多くは、消費税による支出増によってさらに苦しくなったと実感していることであろう。この増税によって、デフレと景気低迷に逆戻りしてしまうのではないかと懸念する経済の専門家や政治家の指摘も多数ある。

実際、前回、消費税が増税された1997年には、経済成長率が前年のプラス2.7%だったのに、増税後は0.1%に悪化している。

そこで安倍政権が景気の腰折れを防ぐためにとった政案が、5兆円超の経済対策と、法人税の減税による企業活動の活発化である。消費税の増税によって、家計からお金を吸い上げる一方で、企業には減税という手厚い支援策を打ち出したのである。

日本の大企業にとっては税制の欠陥に加えて、政府が打ち出した優遇税制によって、税金を低く抑えられた状態が続いている。こうした大企業の“尻ぬぐい”をさせられているのが、私たち国民なのである。

## 5 日本国の将来に禍根を残さない税制改革を望む

税には、同一条件にあるものが同一の負担をするという水平的公平の原則がある。そして大事なことは、税金を支払う能力のあるものが、その負担能力に応じてより多くの税金を負担するというのが垂直的公平の原則であり、したがって応能負担原理が税の上での公正である。

ところが消費税のような一律の税率では、貧しい人ほど税の負担が割高になってしまう。その反面、大企業や一部の富裕層も含めて、応能負担より極めて少ない負担となっている。これでは国民の多くが納得できず、日本国の将来にも禍根を残すことになるであろう。

私は、消費税にも、消費税増税にも、断固反対している。増税するにしても、その前にやるべきことがたくさんあるのである。日本の将来のために、現状の日本税制の欠陥と避税のカラクリを、ここに暴くことにした次第である。

## II 税金を払っていない大企業の真実な実態の分析検証が前提

——驚くほど軽い大企業の法人税の負担の実態説明が先決——

政府関係機関で行われ、マスコミで報じられている法人税改革は、日本の法人税の税負担が国際的に比較して高いという認識を大前提として出発し、これにどのように対応するか、という発想にたっているようであるが、これらは、すべて重大な誤りばかりである。

関係者により議論されていることは、問題の核心を衝いておらず、「的はずれ」だということを指摘しておこう。

### 1 「法人実効税率」という用語の誤りからスタートし混乱を誘発している

まず、最初に法人税の「実効税率」という用語に誤りがある。税率引き下げの対象となる税率は、税法上において定められている税率のことであるから正しくは「法定税率」、より厳密には「法定正味税率」と言うべきである。

実効税率というのは、個別の企業が現実には稼得した企業利潤に対する実際の納税額の負担割合であり、「実効税負担率」と呼称すべきものである。

法人税の表面的な「法定正味税率」のことを多くの場合に「法人税の実効税率」などと言うのは、マスコミによる誤用から始まったことであり、困った現象で事態を混乱させている。

### 2 法人税の真の負担状況に関する論理的かつ専門技術的分析が必要である

いま行われている議論は、果たして「法人税の真の実態」を論理的かつ専門的技術的に十分な分析をした上でのものではないということである。

真の実効税負担率が、どうであるか、その実相について科学的分析を前提とすることが何よりも大事である。

マクロ的な概括的観察ではなく、ミクロ的に個別の企業の実際の税負担状況を分析検証し、その実相を踏まえることにより現行の法人税制のどこに真に改革すべき問題点があるかが判明するのである。

### 3 高いのは表面的な「法定税率」であり、「実効税負担率」は驚くほど軽いのである

日本の法人税制で高いのは表面的な「法定正味税率」であり、経済的な意味での「実効税負担率」は極めて低いのが現実の姿である。

経済界や世間では、日本の法人税は高いと言っているが、本当に大企業は驚くほど軽い税金しか払っていないのが実態である。

特に、グローバル巨大企業の地球的スケールでの税逃れ現象は目に余るものがある。これに反し、中小企業は、限りなく法定税率に近い税負担を課されている。

### 4 政策税制である租税特別措置が特定大企業への特権的優遇税制化し伏魔殿となっている

政策税制による傾斜減税が租税特別措置での「隠れた補助金」として、特定産業や特定業種の大企業に対する特権的優遇税制化し、固定化して課税の空洞化を生じさせている。

租税特別措置による政策減税での優遇税制を存置したまま法定税率の引き下げによる一般減税をも要求することは理不尽なことである。

## 5 基本税制である法人税法本体にも課税ベースを縮小化する空洞化要因が内在している

巨額な受取配当収益を二重課税排除の名のもとに課税対象外としている論拠となっている法人企業の経営実態から遊離した非現実的な法人税制の基本的仕組みに固執している。

また、複雑な税務会計のメカニズムの中に埋没しているばかりでなく、企業経理の段階にも潜在的に浸透している損金概念の拡大化を招来している計算構造が存在している。

## 6 グローバル企業の税逃れを許す国際課税制度の欠陥が放置されたままになっている

多国籍企業の世界的スケールでの税逃れの工作を許している国際課税の仕組みの中に、多様化し錯綜しながら内在している欠陥に対する是正策が停滞化したままである。

国際二重課税の排除を目的とする外国税額控除制度の欠陥の活用や、タックス・ヘイブンの濫用と移転価格操作での税源の海外流出が放置されている。このように、タックス・ヘイブンの活用とトランスファー・プライシングの利用を複合化した多数の国を渡り歩いての世界的スケールによる巧みな租税回避操作が横行しているのである。

## 7 課税ベースの拡大が意図されているが本源的には歪みの是正による公正化が緊要である

法人税率の引き下げによる減収を補填する代替財源として「課税ベースの拡大」が企てられているが、課税ベースのあり方についての検討は、すべからく税務会計学原理をメルクマークとする課税ベースの歪みの是正による「公正化」が本筋である。まず、タックス・イロージョンやタックス・

シェルターを無くすことを目指すべきである。

財源漁りのために課税ベースを場当たりに膨らませ、ますます歪めさせて、その「妖怪化」を招き法人税制を崩壊させてしまってはならない。

## 8 高度な行き過ぎた世界的スケールでの巧妙な節税スキームへの対抗策の法整備が急務である

民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、日本版 LLP、商法上の匿名組合、信託、特定目的会社、投資法人、企業組合等を活用しての税逃れスキームが造出されている。

また、複雑多様な会計操作の活用や、法技術の錯綜したテクニックを駆使しての巧みな手法による税逃れが横行している。

さらに、デリバティブを活用した複雑な金融派生商品の造出や、税逃れの金融操作と投資ストラクチャーの操作の横行をはじめとする狡猾なゼロ・タックス避税スキームの活用や、その他の巧妙な多種多様な手法が活用されている。

## Ⅲ 業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い大企業の実名 ——徹底調査で分かった「法人税を払っていない大企業」の実像——

### 1 個別企業の実効税負担率のミクロ的分析による調査研究

日本の法人税の実際の負担状況が、どのようになっているか、につき、その真相を明らかにするために、マクロ的分析にとどまらないで、ミクロ的に個々の企業が実際に、如何なる税負担になっているかを具体的に分析検証するため壮大な調査研究をしてみた。

経済界やマスコミでは、「日本の法人税は高い」と大合唱しているので、日本の産業界を代表する有力な主要企業のうち好業績の企業につき調査した。その結果は、多くの「図表」（後出）が示すように驚くべき実態が判明

している。

## 2 個別企業の実効税負担の調査分析の要領と特徴

企業の所得に対する税金の負担状況は、税制上、法律により定められている法定税率とは別に、個別企業が現実には稼得した企業利潤に対する実際の納税額の負担割合であり「実効税負担率」と呼称すべき数値でみることができる。実効税負担率は、企業の所得課税の経済的な意味での実際の負担状況を示すものであり、個別企業の税負担の高低を表象する指標である。

法人税率は、2011（平成23）年12月改正により基本税率が30%から25.5%に引き下げられ、国税の法人税と地方税の法人事業税、住民税の総合計負担率である「法定正味税率」が、これまでの40.69%から2012年4月1日以後開始する事業年度から38.01%に軽減された。

以下に示す〔図表1〕と〔図表2〕は、法定正味税率が38.01%に軽減された2013年3月期および2014年3月期の2期について調査したものである。8月および12月決算会社は、2013年8月期または2013年12月期の1期のみ調査対象となっている。

この調査は、業績は良好であるが、「実効税負担率」が著しく低い主要な巨大企業につき、その実態を調査し試算した結果を表示している。

図表は、企業種別の区分である事業会社・持株会社、申告方式の区分である連結納税申告・単体納税申告の適用区分を表示しながら、すべての企業について「実効税負担率」の低い順に配列している。

まず、「実効税負担率」の算出にあたり、法人税等の納付額は原則として有価証券報告書等において「法人税等調整額」あるいは「繰延税額」等として表示されている数値を加味しないで、法人税法等に従って算定された税額である「法人税、住民税および事業税」（法人税等還付税額、過年度法人税等を含む）、つまり「法人税等」によるものとして試算している。

次いで、「税引前純利益」とは、有価証券報告書に表示されている「税引前当期純利益」または「税金等調整前当期純利益」等の略称である。

最後に、「実効税負担率」は、次により算出している。

$$\frac{\text{法人税等}}{\text{税引前純利益}} = \text{実効税負担率}$$

この調査は、企業の真実に近い税負担状況を検証するものであるから、法人税制においては、個別企業が個々に申告する単体納税申告方式によることも、所定のグループ企業全体が連結して申告する連結納税申告方式によることも選択的に認められているため、あくまでも当該法人が選択している申告方式によるものとしている。

### 3 業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い主要な大企業リスト

2013年3月期および2014年3月の「法定正味税率」は38.01%であるのに「実効税負担率」は非常に低く、1%に達しない極端に低い極小負担の企業が4社もあり、10%未満の企業が4社、10%台の企業が11社、20%台前半の企業が10社、20%台後半の企業が10社に達しているという状態である。比較的に多くの法人税を払っている著名な企業でも20%台が大部分で30%には達していない。30%台の企業でも全てが32%未満にとどまっている。

実効税負担率とは、「税引前利益」を分母に、「法人等納付額（「法人税、住民税および事業税」の合計）」を分子にとって、法人所得課税のおよその負担率を算出したものである。

〔図表1〕業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い主な大企業リスト（最新2事業年度分）総括表

—2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期—

	社名	区 分				2013～2014年3月期の2期通算		
		企業種別の区分	申告方式の区分	損益計算書の区分	決算期の区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
1	三井住友FG	持	単	単	3	337,006	6	0.002
2	ソフトバンク	持	単	単	3	317,312	10	0.003
3	みずほFG	持	単	単	3	528,386	514	0.10
4	三菱UFJFG	持	単	単	3	415,252	1,274	0.31
5	ファーストリテイリング	持	単	単	8	75,653	5,233	6.92
6	丸 紅	事	連	連	3	393,627	28,045	7.12
7	アステラス製薬	事	単	単	3	266,036	22,361	8.41
8	みずほ銀行	事	単	単	3	910,944	78,638	8.63
9	第一三共	事	単	単	3	172,356	19,259	11.17
10	キリンHD	持	単	単	12	95,940	11,995	12.50
11	住友商事	事	連	連	3	623,267	80,001	12.84
12	阪急阪神HD	持	単	単	3	145,734	20,743	14.23
13	オリックス	持	連	連	3	456,298	66,492	14.57
14	小松製作所	事	単	単	3	247,054	42,861	17.35
15	ニコン	事	連	連	3	136,547	23,795	17.43
16	野村HD	持	単	単	3	599,344	106,186	17.72
17	三菱電機	事	連	連	3	314,131	57,731	18.38
18	京セラ	事	単	単	3	149,348	28,219	18.89
19	三菱東京UFJ銀行	事	単	単	3	1,862,257	357,427	19.19
20	住友金属鉱山	事	単	単	3	161,963	33,306	20.56
21	サントリーHD	持	単	単	12	285,826	60,488	21.16
22	三井不動産	事	単	単	3	137,005	29,210	21.32
23	日産自動車	事	連	連	3	1,016,711	218,055	21.45
24	伊藤忠商事	事	連	連	3	740,401	164,912	22.27
25	三菱自動車	事	連	連	3	186,590	42,076	22.55

税金を払わない大企業リストの公表（富岡） 289

社名	区 分				2013～2014年3月期の2期通算			
	企業種別の区分	申告方式の区分	損益計算書の区分	決算期の区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)	
26	三菱商事	事	連	連	3	974,680	226,608	23.25
27	マツダ	事	連	連	3	136,510	31,886	23.36
28	J F E HD	持	単	単	3	235,890	55,188	23.40
29	三井住友銀行	事	単	単	3	1,611,883	392,573	24.35
30	豊田自動織機	事	単	単	3	144,492	36,650	25.36
31	日野自動車	事	連	連	3	178,540	46,627	26.12
32	キャノン	事	連	連	12	347,604	91,297	26.26
33	デンソー	事	単	単	3	492,218	129,406	26.29
34	東京ガス	事	単	単	3	242,825	63,936	26.33
35	武田薬品工業	事	単	単	3	456,585	122,194	26.76
36	日立製作所	事	連	連	3	912,719	248,706	27.25
37	本田技研工業	事	連	連	3	1,217,831	332,960	27.34
38	いすゞ自動車	事	単	単	3	158,563	44,745	28.22
39	三菱重工業	事	連	連	3	369,869	107,196	28.98
40	東 芝	事	連	連	3	340,567	104,237	30.61
41	J X HD	持	単	単	3	492,371	152,748	31.02
42	日 揮	事	単	単	3	122,343	38,361	31.36
43	味の素	事	連	連	3	174,130	55,009	31.59
44	トヨタ自動車	事	連	連	3	3,844,729	1,215,765	31.62
45	クボタ	事	単	単	3	163,764	52,095	31.81
46	スズキ	事	連	連	3	336,493	107,617	31.98

(注) 1. 「実効税負担率」が著しく低い業績良好な主要な巨大企業の実態につき試算した調整結果を表示している。

2. 「区分」欄の略称

- ① 企業種別の区分 「事」 = 事業会社  
「持」 = 持株会社
- ② 申告方式の区分 「連」 = 連結納税制度適用会社  
「単」 = 連結納税制度を適用していない会社
- ③ 損益計算書の区分 「連」 = 連結損益計算書

「単」=単体損益計算書

3. 持株会社の社名の略称
  - ① HD (ホールディングス)
  - ② FG (フィナンシャル・グループまたはフィナンシャルグループ)
  - ③ FHD (フィナンシャルホールディングス)
4. 最新2事業年度分には、2013年3月期、2013年8月期、2013年12月期、2014年3月期が含まれている。
  - 2013年8月期決算会社 (ファーストリテイリング)
  - 2013年12月期決算会社 (キリンHD, サントリーHD, キヤノン)
5. 本表は、最新事業年度の「税引前利益」が600億円以上、かつ、「実効税負担率」が32.3% (法定正味税率38.01%の85%相当)未満の企業につき試算した結果を表示している。
6. 「実効税負担率」は、%の小数2位未満を四捨五入している。

#### 4 業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い大企業リストの内訳表

本調査では、法人税の法定正味税率が38.01%に引き下げられた2012年4月1日以後開始する事業年度を調査対象期間としているため、3月決算の会社については、2013年3月期および2014年3月期の2期間にわたっているため、決算期別の「税引前利益」と「法人税等」の内訳を示すとともに「実効税負担率」については、2決算期の「平均率」によって表示することになっている。

〔図表2〕業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い主な大企業リスト  
(最新2事業年度分)内訳表  
—2013年3月期～2014年3月期の法定正味税率38.01%の時期—

社名	区 分				2013～2014年3月期		
	企業種別の区分	申告方式の区分	損益計算書の区分	決算期の区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
1 三井住友FG	持株	単体	単	2013.3	147,985	3	0.002
			体	2014.3	189,021	3	
			計	計	337,006	6	
			連結	2013.3	1,064,033		
				2014.3	1,422,694		
				計	2,486,727		

税金を払わない大企業リストの公表（富岡） 291

社名	区 分				2013～2014年3月期		
	企業 種別 の区 分	申 告 方 式 の 区 分	損 益 計 算 書 の 区 分	決 算 期 の 区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
2	ソフトバンク	持 株	単 体	2013.3	78,886	5	0.003
				2014.3 計	238,426 317,312	5 10	
				2013.3	715,504		
				2014.3 計	932,367 1,647,871		
3	みずほFG	持 株	単 体	2013.3	241,897	226	0.097
				2014.3 計	286,489 528,386	288 514	
				2013.3	717,832		
				2014.3 計	985,366 1,703,198		
4	三菱UFJFG	持 株	単 体	2013.3	188,699	577	0.31
				2014.3 計	226,553 415,252	697 1,274	
				2013.3	1,353,789		
				2014.3 計	1,543,030 2,896,819		
5	ファーストリテイリング	持 連	連 連	2013.8	75,653	5,233	6.92
				2013.8	141,525		
6	丸 紅	事 業	連 結	2013.3	157,254	42,848	7.12
				2014.3 計	236,373 393,627	-14,803 28,045	
7	アステラス製薬	事 業	単 体	2013.3	145,543	9,138	8.41
				2014.3 計	120,493 266,036	13,223 22,361	
				2013.3	127,115		
				2014.3 計	121,975 249,090		
8	みずほ銀行	事 業	単 体	2013.3	257,773	6,714	8.63
				2014.3 計	653,171 910,944	71,924 78,638	
				2013.3	328,586		
				2014.3 計	769,218 1,097,804		

社名	区 分				2013～2014年3月期		
	企業 種別 の 区分	申告 方式 の 区分	損益 計算 書の 区分	決 算 期 の 区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
9	第一三共	事 業	単 体	2013.3	68,164	18,280	11.17
				2014.3 計	104,192 172,356	979 19,259	
				2013.3	95,861		
				2014.3 計	99,775 195,636		
10	キリンHD	持	単 連	2013.12	95,940	11,995	12.50
				2013.12	157,206		
11	住友商事	事 業	連 結	2013.3	319,021	43,139	12.84
				2014.3 計	304,246 623,267	36,862 80,001	
12	阪急阪神HD	持 株	連 結	2013.3	62,192	13,701	14.23
				2014.3 計	83,542 145,734	7,042 20,743	
13	オリックス	持 株	連 結	2013.3	172,572	21,103	14.57
				2014.3 計	283,726 456,298	45,389 66,492	
14	小松製作所	事 業	単 体	2013.3	83,177	15,606	17.35
				2014.3 計	163,877 247,054	27,255 42,861	
				2013.3	204,603		
				2014.3 計	242,056 446,659		
15	ニコン	事 業	連 結	2013.3	61,856	12,081	17.43
				2014.3 計	74,691 136,547	11,714 23,795	
16	野村HD	持 株	連 結	2013.3	237,730	78,082	17.72
				2014.3 計	361,614 599,344	28,104 106,186	
17	三菱電機	事 業	連 結	2013.3	65,141	23,490	18.38
				2014.3 計	248,990 314,131	34,241 57,731	

税金を払わない大企業リストの公表（富岡） 293

社名	区 分			2013～2014年3月期			
	企業 種別 の区 分	申告 方式 の区 分	損益 計算書 の区 分	決 算 期 の 区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
18 京セラ	事業	単 体	単 体	2013.3 2014.3 計	68,802 80,546 149,348	16,139 12,080 28,219	18.89
			連 結	2013.3 2014.3 計	101,363 146,268 247,631		
19 三菱東京UFJ銀行	事業	単 体	単 体	2013.3 2014.3 計	877,468 984,789 1,862,257	109,342 248,085 357,427	19.19
			連 結	2013.3 2014.3 計	1,072,913 1,196,769 2,269,682		
20 住友金属鉱山	事業	単 体	単 体	2013.3 2014.3 計	88,376 73,587 161,963	19,778 13,528 33,306	20.56
			連 結	2013.3 2014.3 計	122,455 111,006 233,461		
21 サントリーHD	持	連	連	2013.12	285,826	60,488	21.16
22 三井不動産	事業	単 体	単 体	2013.3 2014.3 計	64,654 72,351 137,005	17,720 11,490 29,210	21.32
			連 結	2013.3 2014.3 計	110,945 126,710 237,655		
23 日産自動車	事業	連 結	連 結	2013.3 2014.3 計	487,333 529,378 1,016,711	86,065 131,990 218,055	21.45
24 伊藤忠商事	事業	連 結	連 結	2013.3 2014.3 計	379,639 360,762 740,401	76,663 88,249 164,912	22.27
25 三菱自動車	事業	連 結	連 結	2013.3 2014.3 計	69,396 117,194 186,590	17,383 24,693 42,076	22.55

社名		区 分				2013～2014年3月期		
		企業 種別 の区 分	申 告 方 式 の区 分	損 益 計 算 書 の区 分	決 算 期 の区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
26	三菱商事	事業	連結	連結	2013.3 2014.3 計	442,726 531,954 974,680	107,673 118,935 226,608	23.25
27	マツダ	事業	連結	連結	2013.3 2014.3 計	39,101 97,409 136,510	16,231 15,655 31,886	23.36
28	J F E HD	持株	連結	連結	2013.3 2014.3 計	75,381 160,509 235,890	26,302 28,886 55,188	23.40
29	三井住友銀行	事業	単体	単体	2013.3 2014.3 計	665,400 946,483 1,611,883	209,704 182,869 392,573	24.35
				連結	2013.3 2014.3 計	921,833 1,291,937 2,213,770		
30	豊田自動織機	事業	単体	単体	2013.3 2014.3 計	49,976 94,516 144,492	13,900 22,750 36,650	25.36
				連結	2013.3 2014.3 計	80,126 138,133 218,259		
31	日野自動車	事業	連結	連結	2013.3 2014.3 計	66,102 112,438 178,540	14,550 32,077 46,627	26.12
32	キャノン	事業	連結	連結	2013.12	347,604	91,297	26.26
33	デンソー	事業	単体	単体	2013.3 2014.3 計	196,134 296,084 492,218	47,468 81,938 129,406	26.29
				連結	2013.3 2014.3 計	281,890 418,637 700,527		

税金を払わない大企業リストの公表（富岡） 295

社名		区 分			2013～2014年3月期		
		企業 種別 の区 分	申 告 方 式 の区 分	損 益 計 算 書 の区 分	決 算 期 の区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)
34	東京ガス	事業	単 体	2013.3	114,243	31,281	26.33
				2014.3 計	128,582 242,825	32,655 63,936	
			連 結	2013.3	150,445		
				2014.3 計	158,350 308,795		
35	武田薬品工業	事業	単 体	2013.3	203,531	58,294	26.76
				2014.3 計	253,054 456,585	63,900 122,194	
			連 結	2013.3	133,068		
				2014.3 計	158,851 291,919		
36	日立製作所	事業	連 結	2013.3	344,537	104,422	27.25
				2014.3 計	568,182 912,719	144,284 248,706	
37	本田技研工業	事業	連 結	2013.3	488,891	125,724	27.34
				2014.3 計	728,940 1,217,831	207,236 332,960	
38	いすゞ自動車	事業	単 体	2013.3	78,815	23,025	28.22
				2014.3 計	79,748 158,563	21,720 44,745	
			連 結	2013.3	138,213		
				2014.3 計	188,448 326,661		
39	三菱重工業	事業	連 結	2013.3	155,448	26,059	16.76
				2014.3 計	214,421 369,869	81,137 107,196	37.84 28.98
40	東芝	事業	連 結	2013.3	159,629	50,447	30.61
				2014.3 計	180,938 340,567	53,790 104,237	
41	J X HD	持 株	連 結	2013.3	272,040	72,439	31.02
				2014.3 計	220,331 492,371	80,255 152,748	

社名	区 分			2013～2014年3月期			
	企業 種別 の区 分	申 告 方 式 の区 分	損 益 計 算 書 の区 分	決 算 期 の区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
42 日 揮	事 業	単 体	単 体	2013.3 2014.3 計	56,249 66,094 122,343	15,493 22,868 38,361	31.36
			連 結	2013.3 2014.3 計	62,312 76,909 139,221		
43 味の素	事 業	連 結	連 結	2013.3 2014.3 計	100,828 73,302 174,130	39,716 15,293 55,009	31.59
44 トヨタ自動車	事 業	連 結	連 結	2013.3 2014.3 計	1,403,649 2,441,080 3,844,729	391,678 824,087 1,215,765	31.62
45 クボタ	事 業	単 体	単 体	2013.3 2014.3 計	63,885 99,879 163,764	19,738 32,357 52,095	31.81
			連 結	2013.3 2014.3 計	127,178 211,293 338,471		
46 スズキ	事 業	連 結	連 結	2013.3 2014.3 計	139,403 197,090 336,493	40,405 67,212 107,617	31.98

(注) 1. 本調査は、法定正味税率が38.01%に引き下げられた2012年4月1日以後に開始する事業年度を調査対象期間としたため、3月決算会社は、2013年3月期および2014年3月期の2期にわたるため、決算期別の内訳を表示した。

(1) このため、「税引前純利益」および「法人税等」について、2決算期の「計」を表示している。

(2) 「実効税負担率」について、2決算期の「平均率」を表示している。

2. 単体納税申告方式を採用している企業については、グループ全体の業績のスケールを知ることができないので、「税引前純利益」欄には、連結損益計算書上に示されている「税引前純利益」を併記して表示することとしている。

#### IV 企業の規模別にみた階層別法人税平均実効負担率の状況

——「巨大企業の極小負担」と「中堅中小企業の極大負担」——

##### 1 企業の規模別の法人税平均実効負担水準の調査

経済界やマスコミでは、「日本の法人税は高い」と大合唱しているが、日本の産業界を代表する有力な主要企業のうち、しかも好業績の企業につき調査した結果を前述のように個別企業の実名を挙げて実際の税負担状況である「実効税負担率」を「国に税金を払わない大企業リスト」として公表した。

2013年3月期および14年3月期の「実効税負担率」は、非常に低いのである。これは、実効税負担のミクロ的分析である。

そこで、これとは別に、全法人企業について、企業の規模別に区分してみた法人税の平均的な実効負担状況が、どうなっているかをマクロ的に分析してみることにした。

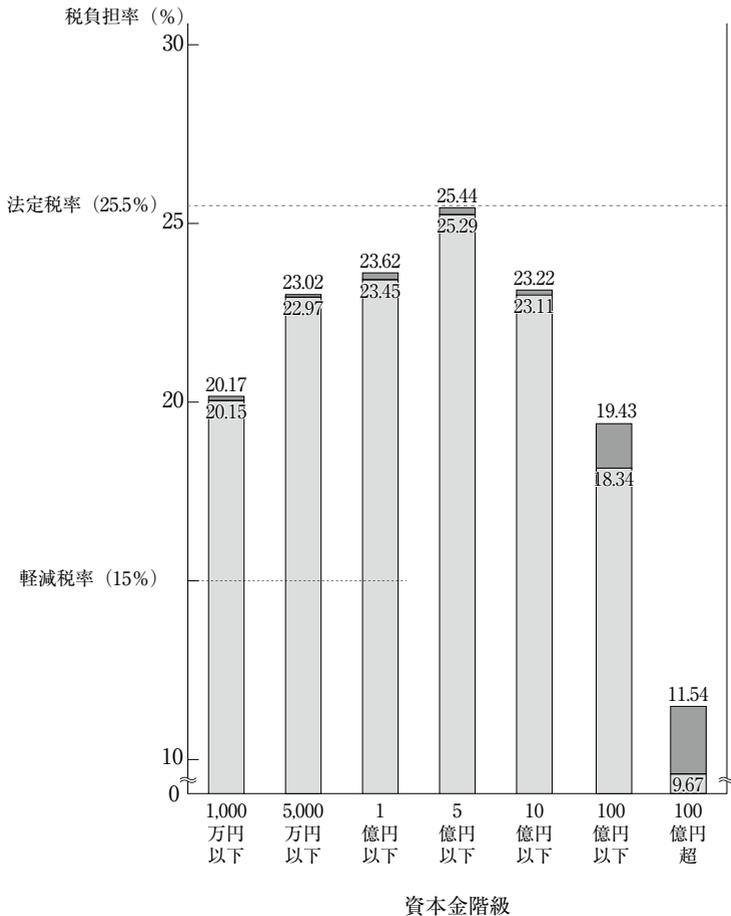
前述の「国に税金を払わない大企業リスト」の調査は、法人企業の所得課税についての国税と地方税を合計した総合負担につき調査したものであるが、ここでは、資料の都合により国税である法人税のみにつき示しているので注意を要する。

##### 2 巨大企業は法定税率の半分以下の極小負担

日本の法人税につき企業の規模別にみた法人税平均実効負担状況は、〔図表3〕のグラフにみるように資本金100億円超の巨大企業の実効税負担率は極端に低く、法定税率の半分以下にとどまっており、図表の富士山型の風景では深い谷底に沈んでいる。

これに対し、法人税平均実効負担率の最も高いのは、資本金1億円超で5億円以下の中堅中小企業であり、突出して富士山の山頂に位置し、外国

〔図表3〕 資本金階級別法人税平均実効負担率の算定（2012年度）  
 —「巨大企業の極小負担」と「中堅中小企業の極大負担」—



- (注) 1. 企業規模別に区分した法人税平均実効負担率を外国税額を含めた場合と除いた場合の双方のケースにつき図示している。  
 2. 図表における  の部分は「外国税額」相当を示している。  
 3. 法人税平均実効負担率の算定数値は、〔図表8〕に表示している。

(出所) 国税庁企画室編『税務統計から見た法人企業の実態（会社標準調査）』（2012年度分）および2014年2月内閣が国会に提出した『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』（2012年度分）を基に分析整理して作図している。

税額を含めると25.44（含めないと25.29）%で限りなく法定税率に近いことを示している。

法人税の法定基本税率が25.5%であるのに対し、資本金1億円以下の法人には中小企業に対しては軽減税率（年所得800万円以下の部分に15%）があるので、低いのは当然であるにも拘らず法定の軽減税率を上回り、しかも、巨大企業の負担率よりも、はるかに高い負担水準となっている。

資本金1,000万円以下の小規模企業においても、引き下げられている法定の軽減税率をかなり上回る20.17%という負担水準にあり、しかも巨大企業よりも非常に高く、その1.74倍もの負担水準となっている。

最大の問題は、日本の法人税の負担状況は、中堅中小企業が最も高く、企業の規模が大きくなるに従い軽くなっていることである。中堅企業は中小企業よりも、大企業は中堅企業よりも、そして、資本金100億円超の巨大企業は大企業よりも税負担が軽くなっており、最も軽い極小の負担となっていることである。

高いと言われている日本の法人税を、ほぼ法定税率通りに払っているのはグローバル展開している巨大企業ではなく、黒字を出している中堅中小企業なのである。日本の法人税の負担構造の現状は、「巨大企業が極小の税負担」で、「中堅中小企業が極大の税負担」となり、企業規模別の視点からすれば、まさに「逆累進構造」となっているのが著しい特徴である。

この調査は、経済的な意味での実際の法人税実効負担率を、「企業利益相当額」に対する「法人税額相当額」の割合を算出することによって求められている。

企業利益相当額は、国税庁の統計数値である「申告所得金額」に税務会計における調整項目を加味することにより誘導的に算出した数値である。法人税額相当額については、外国税額を除いたケースと、含めたケースの双方について示している。

〔図表4〕 推定企業利益相当額  
— 「実効税負担率」の

資本金 区分	申告所得 金額  A	加 算 項 目								
		受取配当 益金不 算入額	外国子会 社受取配 当益金不 算入額	租 税 特 別 措 置 の 特 例						
				特別償却 限度額	特別償却 不足額	準備金の うち損金 算入限度 額	金融機関 ・中小企 業等貸倒 引当金繰 入限度額 の特例	圧縮記帳そ の他の損金 算入額	認定特定 法人に対 する寄付 金の特例	特定株式 投資信託 取益分配 の益金不 算入額
1,000万円 以下	5,063,915	158,758	3,056	128,477	5,632	15,509	12,116	378,025	3,497	1,813
5,000万円 以下	4,400,906	150,863	16,092	178,573	12,877	3,889	3,255	146,582	1,055	4,080
1 億円 以下	2,883,434	108,610	31,371	92,509	3,019	1,228	1,720	54,805	587	23,789
5 億円 以下	3,209,682	144,269	100,803	12,538	604	1,791	16,736	83,186	423	1,207
10億円 以下	1,292,740	59,529	16,681	4,191	9	48,495	37,161	24,893	200	971
100億円 以下	5,694,716	351,138	256,098	18,449	297	26,275	205,368	239,718	600	9,231
100億円 超	12,997,596	3,014,509	1,032,596	34,279	7,471	366,920	154,886	534,003	3,520	15,258
連結法人	5,220,569	3,460,571	2,019,806	17,451	362	11,950	2,722	77,912	430	937
合 計	40,763,558	7,448,248	3,476,502	486,466	30,272	476,057	433,965	1,539,123	10,312	57,286

(注) 1. 法人税の実効税負担率の算定における基礎数値である「推定企業利益相当額」の算出過程を  
2. 推定企業利益相当額は、企業純利益の金額を想定するのであるが、申告所得金額に税務会計

の算定（2012年度分）  
算定における分母の数値を算出している—

（単位：百万円）

	(小計)	減 算 項 目					(小計)	推定企業利益相当額 (D = A + B - C)
		所得税額 控除	外国税額 控除	寄付金の 損金不算 入額	交際費の損 金不算入額			
損害保険会 社の受取配 当益金不算 入に係る特 別利子の額	B					C	D	
0	706,883	41,428	790	42,029	192,650	276,897	5,493,901	
0	517,266	42,419	2,015	32,167	123,683	200,284	4,717,888	
0	317,638	27,296	4,325	25,210	76,645	133,476	3,067,596	
65	361,622	28,448	5,002	22,280	128,519	184,249	3,387,055	
0	192,130	19,353	1,453	6,381	40,987	68,174	1,416,696	
1,113	1,108,287	207,667	69,443	27,846	153,170	458,126	6,344,877	
99,494	5,262,936	733,915	391,713	77,257	239,532	1,442,417	16,818,115	
0	5,592,141	700,873	98,537	123,632	191,688	1,114,730	9,697,980	
100,672	14,058,903	1,801,399	573,278	356,801	1,146,873	3,878,351	50,944,111	

示している。

上の調整計算による減算項目と加算項目の加味を逆算することにより算出することとしている。

〔図表5〕法人税額相当額の算定（2012年度分）

—「実効税負担率」の算定における分子の数値を算出している—

(単位：百万円)

資本金区分	算出税額 E	留保税額 F	控 除 税 額				法人税額相当額	
			所得税額 G	租税特別 措置による 税額控 除額	軽減税率 適用によ る減税額	(小計) H	外国税額 を除く (I = E + F - H)	外国税額 を含む (J = I + G)
1,000万円以下	1,233,862	0	790	10,376	70,699	123,293	1,110,569	1,111,359
5,000万円以下	1,176,129	0	2,015	17,681	25,684	87,799	1,088,330	1,090,345
1億円以下	792,975	0	4,325	18,597	5,239	55,457	737,518	741,843
5億円以下	883,879	25,244	5,002	16,232	269	49,951	859,172	864,174
10億円以下	352,894	4,635	1,453	5,741	94	26,641	330,888	332,341
100億円以下	1,532,618	14,516	207,667	50,520	218	327,848	1,219,286	1,288,729
100億円超	3,393,790	716	391,713	177,405	25	1,303,058	2,091,448	2,483,161
連結法人	1,361,359	7,850	98,537	123,755	64	923,229	445,980	544,517
合 計	10,727,507	52,960	1,801,399	420,306	102,293	2,897,276	7,883,191	8,456,469

(注) 1. 法人税の実効税負担率の算定における基礎数値である「法人税額相当額」の算出過程を表示している。

2. 法人税相当額は、法人企業が実際に納付する法人税額を算出するため必要な調整計算を加味することとしている。

〔図表6〕 資本金階級別法人税平均実効負担税率の算定（2012年度分）  
 —連結法人を区別した場合の計算をしている—

〈単体法人と連結法人の区分版〉

資本金階級別 区 分	推定企業 利益相当額 （〔図表4〕より）  D  （百万円）	外国税額を除く負担率		外国税額を含む負担率	
		法人税額 相当額 （〔図表5〕より）  I  （百万円）	法人税平均 実効負担率 （ $K = I / D$ ）  K  （%）	法人税額 相当額 （〔図表5〕より）  J  （百万円）	法人税平均 実効負担率 （ $L = J / D$ ）  L  （%）
		1,000万円以下	5,493,901	1,110,569	20.21
5,000万円以下	4,717,888	1,088,330	23.06	1,090,345	23.11
1 億円以下	3,067,596	737,518	24.04	741,843	24.18
5 億円以下	3,387,055	859,172	25.36	864,174	25.51
10億円以下	1,416,696	330,888	23.35	332,341	23.45
100億円以下	6,344,877	1,219,286	19.21	1,288,729	20.31
100億円超	16,818,115	2,091,448	12.43	2,483,161	14.76
連結法人	9,697,980	445,980	4.59	544,517	5.61
合 計	50,944,111	7,883,191	15.47	8,456,469	16.59

- （注）1. 企業規模別に区分した階層別の法人税平均実効負担率を算出するための計算過程を示している。
2. 国税庁「会社標本調査」は、連結法人につき、申告所得金額と法人税法本法に定める税務調整項目に関しては、資本金階級別に区分したデータを開示していない。
3. 本表は、法人税の平均実効負担率を単体法人と連結法人（資本金階級別に区分しないまま）の分離した数値の計算段階を示している。

〔図表 7〕 資本金階級別「租税特別措置」による減税額の構成比率  
 —連結法人分を資本金階級別に区分するための基礎データを算出している—

資本金階級別 区 分	租税特別措置による減税額					
	単体法人 (千円)	構成比率 (%)	連結法人 (千円)	構成比率 (%)	連単合計 (千円)	構成比率 (%)
1,000万円以下	220,068,069	18.82	322,100	0.211	220,390,169	16.67
3,000万円以下	85,098,777	7.28	204,102	0.134	85,302,879	6.45
5,000万円以下	47,595,771	4.07	185,206	0.122	47,780,977	3.61
1 億円以下	69,138,469	5.91	1,489,688	0.978	70,628,157	5.34
3 億円以下	25,519,520	2.18	103,125	0.068	25,622,645	1.94
5 億円以下	20,701,928	1.77	81,503	0.054	20,783,431	1.57
10億円以下	35,395,060	3.03	284,429	0.187	35,679,489	2.70
100億円以下	178,505,954	15.26	6,325,795	4.153	184,831,749	13.98
100億円超	487,465,685	41.68	143,322,962	94.094	630,788,647	47.72
合 計	1,169,489,308	100.00	152,318,925	100.000	1,321,808,233	100.00

(注) 1. 企業規模別に区分した階層別の法人税平均実効税負担率を算定するにあたり連結法人分をも資本金階級別区分に細分化するための基礎資料である。

2. 特租透明化法に基づく「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては連結法人の租税特別措置項目について、資本金階級別に区分されているので、その構成比率を用いて按分計算をすることとしている。

〔図表8〕 資本金階級別法人税平均実効負担率の算定 (2012年度分)

— 巨大企業の法人税平均実効負担率は中小企業より低い—

〈単体法人と連結法人との統合版〉

資本階級別 区分	推定企業利益相当額 (〔図表4〕より)						外国税額を除く負担率						外国税額を含む負担率					
	単体法人			連結法人			単体法人			連結法人			単体法人			連結法人		
	D1	D 2	計	D	I 1	I 2	計	I	K	J 1	J 2	計	J	L				
	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)				
1,000万円以下	5,493,901	20,366	0.21	5,514,267	1,110,569	937	0.21	1,111,506	20.15	1,111,359	1,143	0.21	1,112,502	20.17				
5,000万円以下	4,717,888	24,245	0.25	4,742,133	1,088,330	1,115	0.25	1,089,445	22.97	1,090,345	1,361	0.25	1,091,706	23.02				
1 億円以下	3,067,596	95,040	0.98	3,162,636	737,518	4,371	0.98	741,889	23.45	741,843	5,336	0.98	747,179	23.62				
5 億円以下	3,387,055	11,638	0.12	3,398,693	859,172	535	0.12	859,707	25.29	864,174	653	0.12	864,827	25.44				
10億円以下	1,416,696	18,426	0.19	1,435,122	330,888	847	0.19	331,735	23.11	332,341	1,035	0.19	333,376	23.22				
100億円以下	6,344,877	402,466	4.15	6,747,343	1,219,286	18,508	4.15	1,237,794	18.34	1,288,729	22,597	4.15	1,311,326	19.43				
100億円超	16,818,115	9,124,829	94.09	25,942,944	2,091,448	419,623	94.09	2,511,071	9.67	2,483,161	512,336	94.09	2,995,497	11.54				
連結法人	9,697,980	-9,697,980	-100	0	445,980	-445,980	-100	0	0.00	544,517	-544,517	-100	0	0.00				
合 計	50,943,138			50,943,138	7,883,147	0		7,883,147	15.47	8,456,469	0		8,456,413	16.59				

(注) 1. 企業規模別に区分した階層別の法人税平均実効負担率の算定の精密化のための計算過程を示している。

2. 法人税の実効負担率の計算要素である「推定企業利益相当額」と「法人税相当額」につき、資本階級別に単体法人分と連結法人分を合

体することにより、より精密化した資本階級別の法人税平均実効負担率を算定したデータを示している。

3. 法人税平均実効負担率については、外国税額を含めた場合と除いた場合の双方のケースにつきその算出の原数値を表示している。

### 3 企業規模別の法人税平均実効負担率の算定状況

資本金階級別に区分した企業規模別の法人税平均実効負担率の算定結果を図示すると〔図表3〕のようであり、その算定の過程を段階的に詳細に示すと〔図表4〕から〔図表8〕までのデータのようなものである。

### 4 企業規模別にみた法人税平均実効負担率調査が示す最大の問題点

最も注目すべきことは、資本金100億円超の巨大企業が推定企業利益相当額2兆9,429億4,400万円に対し、外国税額を含めた法人税額相当額は2兆9,954億9,700万円で、法人税平均実効負担率は11.54%（外国税額を除くと9.67%）であり、法定税率の半分以下の45.25%にとどまっていることである（図表8）。

これに対し、資本金1億円超で5億円以下の中堅企業は推定企業相当額3兆3,986億9,300万円に対し、法人税額相当額8,648億2,700万円であり、法人税平均実効負担率は、法定税率に限りなく近い25.44%となっている。資本金1,000万円以下の小規模企業では、20.17%となっている。

こうした異常事態が生じているのは、課税ベースである課税所得が政策税制や法人税制の仕組みの欠陥に加えて、税務会計システムのメカニズムなどにより歪められているからである。

そこで、税制の歪みの最大のファクターである租税特別措置による政策減税の実態にメスを入れることにする。

## V 巨大企業に集中的に偏在している政策減税の優遇税制の実態

——日本税制に潜在し固定化している伏魔殿のペールを暴く——

### 1 特権的優遇税制化している租税特別措置による政策減税とは何か

租税特別措置は、一定の政策目的を達成するための手段として、租税の傾斜的誘因効果を期待しようとして、公共政策への配慮のために経済政策、

社会政策，その他の政策の一環としての役割をもっている税制上の例外措置である。このような表現は，租税特別措置についての理念である建前としての説明である。

しかし，その反面，この租税特別措置は，一般的に租税負担の公平性の原則や租税の中立性を阻害し，租税の基本理念を破壊し，納税モラルに悪影響を及ぼすなどの極めて大きなデメリットを伴うものであり，反社会的な不正に転化する危険があると言わなければならない。

特に，租税特別措置による政策減税は，これを決定する政治家と官僚にとり最大の利権源となり，業界にとってはしばしば既得権化し，政官業の癒着の権化となっており，現実には極めて醜悪化している。

#### (1) 法人税関係の租税特別措置による政策減税の類型と態様

法人税法の特別措置は，わが国の産業の競争力強化，中小企業等の投資の促進や経済基盤の強化などの政策目的により設けられており，これら法人税に関する特別措置は，その性質から大きく2つに分類することができる。

#### [1] 法人税の負担の軽減を行うもので「税額控除」による税制措置

租税特別措置による特別税額控除は，課税所得金額に税率を乗じて算定した法人税額から控除される特別税額控除のことである。租税特別措置法に定める特別税額控除には，次のものがある。

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制）
- ② エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ③ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ④ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

⑤ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

⑥ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用促進税制）

（注）平成25年度の税制改正で創設された特別税額控除

- 1) 国内設備投資を促進するための税制措置に係る特別税額控除
- 2) 企業による雇用・労働分配を拡大するための税制措置に係る特別税額控除（所得拡大促進税制）
- 3) 商業・サービス業および農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置に係る特別税額控除

（注）平成26年度の税制改正で創設された特別税額控除

- 1) 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置による特別税額控除（生産性向上設備投資促進税制）
- 2) 中小企業者等が取得した特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものに対する税額控除の追加（中小企業投資促進税制）

[2] 法人税の課税の繰延べを行うもので「特別償却」によるもの、「準備金」によるもの、「圧縮記帳」等による税制措置

① 特別償却制度

特別償却とは、特定の減税償却資産等について、取得初年度、または一定期間にわたり、特別に、その償却限度額（普通償却限度額）とは別枠の一定額（特別償却限度額）の範囲内で追加的に許容される償却をいう。

エネルギー需給構造改革への対応の推進、環境対策の推進、中小企業の設備合理化・事業基盤強化の推進、都市における新築貸家住宅の促進などを目的とした種々の政策的要請から導入されている。

（注）平成26年度の税制改正で創設された特別償却

- 1) 耐震改修対象の建築物につき耐震診断結果の報告を行ったものが、その耐震改修対象建築物の部分についての特別償却（既存建築物の耐震改修投資促進税制）
- 2) 中小企業者等が取得した特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものに対する特別償却の追加（中小企業投資促進税制）

② 準備金制度

準備金とは、将来の特定の支出に備え、または充てるため、あるいは将来の特定の損失に備えるため、一定の金額を損金に算入して積み立てる金額をいう。

海外資源開発事業への投資の促進、産業廃棄物処理事業の推進、原子力発電関連産業の保護など種々の政策的目的を達成するために導入されている。

(注) 平成26年度の税制改正で創設された準備金

- 1) ベンチャー投資を促進するための税制措置による準備金（新事業開拓事業者投資損失準備金）
- 2) 事業集約を進める特定事業再編計画について認定を受けたものが特定会社の特定株式や貸付金等の価格の低落または貸倒れによる損失に備えるための準備金（特定事業再編投資損失準備金）

(2) 税制における伏魔殿化している政策減税による不公正税制の元凶

前述の法人税関係の租税特別措置による政策減税は、建前として一定の条件に該当する行為に対するインセンティブとしての意味が付されている。しかし、個人と企業の自由な経済活動を尊重し、それらの経済活動に中立的な税制とすることが求められる経済社会においては、特定の政策目的のために税制上の優遇措置という手段を用いることは極力避けるべきである。また、税制によって経済社会を誘導しようとするには、おのずから限界があることからして、その政策目的や効果、政策手段として適正性を有するかを十分に検証し厳しく吟味する必要がある。

税制を決めるのは政治家であり、国会が立法するが、その細目を決定するとともに、実際の執行である税務行政を担当するのは官僚である。政策目的にかこつけて政策減税により税を軽減してもらえらば、これに群がる業界や企業のあることは自然のなりゆきである。

政府による毎年の税制改革案である「税制改正大綱」の決定は、12月に

行われるが、この時に目立つのは、さまざまな業界団体の陳情攻勢である。与党である自民党本部には業界団体の代表が殺到して自民党税調の会議室の前は連日大混雑し、自分たちに有利な税制を実現させようと、会合に出席する議員たちに働きかけているのが慣わしである。

自民党本部に行くと9階でエレベーターを降りたところが901会議室である。その901会議室には議員と秘書以外は入れないが、その部屋の前には各業界の人たちが、びっしり詰めていて大混雑である。そこで、「先生、税額控除に追加して下さい」、「特別償却を認めて下さい」などとやる。やがて、議員が会議室に入ると陳情団の人々や新聞記者が壁やドアのところに耳をつけて、いわゆる「壁耳」とこの業界では言っているが、そうして中の様子を聞いているのである。あまりよく聞こえないが、これが自民党税調と経済界の関係の実態である。

自民党税調では、一般の議員も発言できる小委員会などを通じ、現場の声を吸い上げる。これを基にインナーによる非公式会合で、改正要望があった各税目を「○（受け入れ）」、「△（検討した後日報告）」、「×（お断り）」などの区分により振り分け、税制改正大綱をまとめていくのである。素案の段階で、いったん「×」と判定されても小委員会出席議員の要望の声が大きければ「△」などに引き上げられることもある。政策減税である租税特別措置は、こうして決まっていくのである。

それより、もっと酷いのは、財務省は税制改正案ができると経団連にもって行って協議をして、その合意を得て政府案を作り国会に提出するという慣わしになっているようである。まさに、政官業の癒着の根源が根深く潜在している。特に、政策税制の名のもとに許容される政策減税は業界圧力の最大のターゲットで、我田引水の攻防の激戦場であり、特定の業界や特定大企業の特権的優遇税制化し、累積して不公正税制の最大の牙城となり、世の中における不正義の代表例となっている。まさに、税制におけ

る巨大な伏魔殿である。

## 2 初めて明らかにされた政策減税の適用実態調査結果

租税特別措置の適用状況を透明化するとともに、税制における既得権益を一掃し、公平で分かりやすい仕組みにするため、適切な見直しを推進し、国民が納得できる公正で透明な税制の確立に寄与する目的から、いわゆる「租特透明化法」（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律）が制定された（2010年3月成立）。この法律により、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書が会計年度ごとに作成され、翌年の通常国会に提出されることになっており、最初の報告が2013年の通常国会に提出され、2012年度の結果が2014年2月に提出された。

租特透明化法の規定に基づく「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における「法人税関係の特別措置の種類ごとの適用状況」を資料として、政策税制を「租税特別措置による税額控除」、「軽減税率適用特例対象所得金額」、「特別償却限度額等」、「特別償却不足額」、「準備金のうち損金算入限度額」等の11種別に区分した種類ごとの適用件数、適用額、さらに、これら政策減税の個別措置による適用額を「適用減税相当額」に換算して試算した結果を明らかにした。

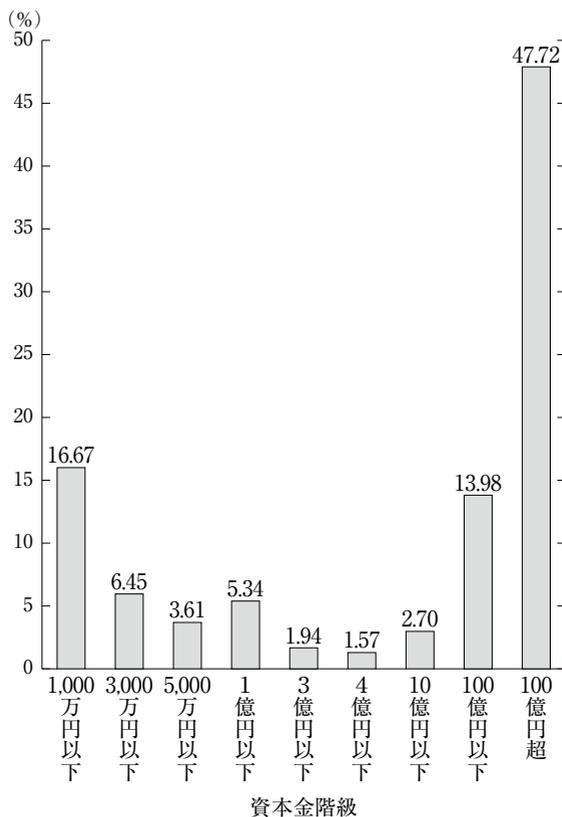
## 3 資本金階級別区分による政策減税の適用状況の図示

企業規模別区分を資本金階級別でみた階層別の租税特別措置による政策減税の適用状況の調査結果を図示すると〔図表9〕のようである。

## 4 法人税関係の租税特別措置による政策減税の適用状況の分析

租税特別措置による政策減税が特定業種・特定企業に偏り、長期化し、益々巨額になり、不公平税制の元凶になっている。その適用状況の透明化

〔図表9〕 資本金階級別「租税特別措置」による減税相当額  
 —減税の恩恵は巨大企業に圧倒的に集中している—



- (注) 1. 企業規模別に区分した法人税関係の租税特別措置による政策減税の適用による減税相当額を試算している。
2. 資本金階級別区分は、1,000万円以下、3,000万円以下、5,000万円以下、1億円以下、3億円以下、5億円以下、10億円以下、100億円以下、および100億円超の9区分に区分している。
3. 「租税特別措置」による減税相当額を資本金階級別に集計し、その資本金階級別の構成比率(%)を、グラフに表示したものが当表である。減税の恩恵は、資本金100億円超の巨大企業が、減税相当額総額の47.72%を占めていることがわかる。
4. 資本金階級別の「租税特別措置」の適用による減税相当額の算定数値は、〔図表13〕に表示している。

〔出所〕租特透明化法により、2014年2月に内閣が国会に提出した『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』(2012年度分)に基づき分析整理して作図している。

等を目的として、2011年度より、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が、内閣より国会に提出され、その膨大な実態が明らかにされた。

内閣から国会に2014年2月に提出された2012年度報告書に記載されている「資本金階級別適用件数及び適用額」について、「適用額の種類」に基づいて11項目ごとに、それぞれ資本金階級別に分類、集計した。

2012年度の「適用件数」は、1,323,396件であり、「適用額」は、6兆1,117億8,899万円になっている。この「適用額」にそれぞれ換算税率を乗じて換算すると「減税相当額」が1兆3,218億823万円に達する。

法人税関係の租税特別措置による政策減税の適用状況の分析の経過を示すデータは、〔図表10〕から〔図表13〕のようである。

## 5 複雑膨大な租税特別措置のジャングルでの迷路

法人税関係の特別措置の全項目は、実に88項目の多種に及んでおり、その内容は複雑多岐にわたり、租税特別措置の関係条項も極めて膨大である。

わが国の税制は、あたかも租税特別措置を中心に構成されている如くであり、租税特別措置法をはじめ租税特別措置関連法令は、『税務六法』において、2,532頁の大冊になっている。法人税関係の特別措置の関連条項だけでも575頁に達している。法人税法本法関連が746頁であるのに比しても税制上の例外措置というには、あまりにも巨大に過ぎ異常極まりない惨状を露呈し醜悪な租税法規となっている。

租特透明化法による今回の報告書も詳細にわたっているため、2011年度分が1,284頁、2012年度分が907頁の多きに達している大労作となっている。

〔図表10〕 法人税関係特別措置の種類ごとの適用減税相当額の状況  
—政策減税の種類別の適用状況を分析している—

2012年度分

種 類	適用件数	適 用 額		減税額への換算 (適用額×税率)	減税相当額 (千円)
		適用内容	金額(千円)		
租税特別措置による税額控除額	40,177	税額控除額	420,306,113		420,306,113
軽減税率適用特例対象所得金額	704,725	特例対象所得金額	2,557,330,308	(19% -15% = 4%) 2,557,330,308 × 4%	102,293,212
特別償却限度額等	30,956	特別償却限度額等	486,466,711	486,466,711 × 25.5%	124,049,011
特別償却不足額	1,828	特別償却不足額	30,271,713	30,271,713 × 25.5%	7,719,287
準備金のうち損金算入限度額	2,487	準備金のうち損金算入額	476,056,811	476,056,811 × 25.5%	121,394,486
金融機関・中小企業等貸倒引当金繰入限度額の特例	8,994	繰入限度額	433,965,033	433,965,033 × 25.5%	110,661,084
圧縮記帳その他の損金算入額	512,438	損金算入額	1,539,122,645	1,539,122,645 × 25.5%	392,476,274
認定特定法人に対する寄付金の特例	13,177	寄付金額	10,251,723	10,251,723 × 25.5%	2,614,190
認定特定法人に対するみなし寄付金の特例	18	みなし寄付金額	60,586	60,586 × 25.5%	15,449
特定株式投資信託収益分配金の益金不算入額	8,584	益金不算入額	57,285,755	57,285,756 × 25.5%	14,607,868
損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額	12	特別利子の額	100,671,599	100,671,599 × 25.5%	25,671,258
合 計	1,323,396		6,111,788,997		1,321,808,232

(注) 1. 法人税関係の租税特別措置による政策減税を「適用額の種類」に基づいて11項目ごとに適用件数と適用額、適用による減税相当額を算出している。

2. 2012年度の「適用件数」は、1,323,396件であり、「適用額」は、6兆1,117億8,899万円になっている。この「適用額」にそれぞれ換算税率を乗じて換算すると「減税相当額」が1兆3,218億823万円に達する。

3. 「減税相当額」への換算は、「適用額の種類」ごとに、次のように換算した。

① 試験研究費その他の「租税特別措置による税額控除額」は、適用額を「減税相当額」にした。

② 軽減税率が適用される「特例対象所得金額」(〔図表12〕No.2)には、法人税法上の軽減税率19%と租税特別措置法上の特例税率15%との差である4%を乗じて「減税相当額」に換算した。

③ 上記以外の「特別償却限度額等」「特別償却不足額」「準備金のうち損金算入限度額」「金融機関・中小企業等貸倒引当金繰入限度額の特例」「圧縮記帳その他の損金算入額」「認定特定法人に対する寄付金の特例」「認定特定法人に対するみなし寄付金の特例」「特定株式投資信託収益分配金の益金不算入額」および「損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額」までの9種類の適用額については、それぞれの適用額に、普通法人税率25.5%を乗じて「減税相当額」に換算し、千円未満の端数を四捨五入している。

〔図表11〕法人税関係特別措置の適用減税相当額と「歳入」の欠落状況  
 —政策税制の適用により失われた歳入欠落を試算している—

2012年度分

種 類	適用件数	適用額 (千円)	減税相当額 (千円)	減税率 (%)
租税特別措置による税額控除額	40,177	420,306,113	420,306,113	3.8
軽減税率適用特例対象所得金額	704,725	2,557,330,308	102,293,212	0.9
特別償却限度額等	30,956	486,466,711	124,049,011	1.1
特別償却不足額	1,828	30,271,713	7,719,287	0.1
準備金のうち損金算入限度額	2,487	476,056,811	121,394,486	1.1
金融機関・中小企業等貸倒引当 金繰入限度額	8,994	433,965,033	110,661,084	1.0
圧縮記帳その他の損金算入額	512,438	1,539,122,645	392,476,274	3.5
損害保険会社の受取配当益金不 算入に係る特別利子の額	13,177	10,251,723	2,614,190	0.0
認定特定法人に対するみなし寄 付金の特例	18	60,586	15,449	0.0
特定株式投資信託収益分配金の 益金不算入額	8,584	57,285,755	14,607,868	0.1
損害保険会社の受取配当益金不 算入に係る特別利子の額	12	100,671,599	25,671,258	0.2
租税特別措置合計（A）	1,323,396	6,111,788,997	1,321,808,232	11.9
法人税収決算額（B）			9,758,311,000	88.1
総合計（A+B）			11,080,119,232	100.0

- (注) 1. 法人税関係租税特別措置の種類ごとに「適用件数」「適用額」および「減税相当額」を表示した。この租税特別措置により欠落し喪失した財源を法人税収の決算額と対比して試算し表示した。
2. 減税相当額の総額は、「租税特別措置合計（A）」欄の「減税相当額」が示すように、2012年度は1兆3,218億円に達し、巨額な歳入欠落になっている。
3. 「法人税収決算額（B）」は、法人税収の実績額であり、財務省が年度ごとに公表している「租税及び印紙収入決算額調」における法人税（決算額）である。
4. 「総合計（A+B）」とは、政策減税適用前の法人税収の総合計相当額を示している。
5. 「減税率（%）」とは、租税特別措置の種類ごとに、「政策減税適用前の法人税収の総合計相当額（A+B）」に占める割合を示している。
6. 租税特別措置の政策減税による歳入の欠落は法人税収の総合計相当額の11.9%に及んでいる。

〔図表12〕 租税特別措置の資本金階級別・種類別の適用状況  
—政策減税の適用状況を企業規模別に分析している—

No	租税特別措置の種類	換算 税率 (%)	1,000万円以下			3,000万円以下			5,000万円以下			1億円以下		
			件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)	件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)	件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)	件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)
1	租税特別措置による税 額控除額		19,781	10,405,413	10,405,413	10,015	11,449,225	11,449,225	2,839	6,367,653	6,367,653	3,324	18,859,267	18,859,267
2	軽減税率適用特例対象 所得金額	4.0	561,369	1,767,933,466	70,717,339	88,899	452,198,069	18,087,923	32,743	190,523,569	7,620,943	19,628	131,492,542	5,259,702
3	特別償却限度額等	25.5	15,219	129,335,485	32,980,549	7,151	103,499,612	26,392,401	4,423	75,734,327	19,312,253	3,502	96,246,987	24,542,982
4	特別償却不足額	25.5	985	5,642,553	1,438,851	434	9,499,998	2,422,499	231	3,377,081	861,156	131	301,8764	769,785
5	準備金のうち損金算入 限度額	25.5	1,802	15,541,917	3,963,189	238	2,494,685	636,145	99	1,394,309	355,549	90	1,228,026	313,147
6	金融機関・中小企業等 貸倒引当金繰入限度額 の特例	25.5	3,721	12,116,486	3,089,703	1,396	2,224,179	567,166	766	1,031,181	262,951	819	1,720,080	438,620
7	圧縮記帳その他の損金 算入額	25.5	398,413	378,189,188	96,438,243	70,911	98,501,605	25,117,909	25,620	48,308,951	12,318,783	14,849	55,724,381	14,209,717
8	認定特定法人に対する 寄付金の特例	25.5	7,768	3,447,447	879,099	2,435	799,710	203,926	1,087	256,496	65,407	867	586,983	149,680
9	認定特定法人に対する みなし寄付金の特例	25.5	18	60,586	15,449	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	特定株式投資信託収益 分配金の益金不算入額	25.5	5,322	1,813,075	462,334	1,520	1,669,358	425,686	676	2,416,796	616,283	572	23,863,753	6,085,257
11	損害保険会社の受取配 当益金不算入に係る特 別利子の額	25.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計		1,014,398	2,324,485,616	220,390,169	182,999	682,336,441	85,302,879	68,484	329,410,365	47,780,977	43,782	332,740,783	70,628,157

No	租税特別措置の種類	換算税率 (%)	3億円以下			5億円以下			10億円以下			100億円以下		
			件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)	件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)	件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)	件数	適用額 (千円)	減税額 (千円)
1	租税特別措置による税額控除額		883	6,579,189	6,579,189	757	9,754,595	9,754,595	375	6,014,055	6,014,055	1,550	55,122,563	55,122,563
2	軽減税率適用特例対象所得金額	4.0	774	5,204,640	208,186	216	1,532,047	60,882	304	2,366,566	94,663	712	5,468,837	218,753
3	特別償却限度額等	25.5	187	6,009,870	1,532,517	92	6,569,110	1,675,123	63	4,191,129	1,068,738	155	18,573,644	4,736,279
4	特別償却不足額	25.5	13	491,479	125,327	5	112,591	28,711	3	9,272	2,364	13	324,904	82,850
5	準備金のうち損金算入限度額	25.5	61	1,273,561	324,758	17	556,474	141,901	19	48,495,199	12,366,276	66	26,275,021	6,700,130
6	金融機関・中小企業等貸倒引当金繰入限度額の特例	25.5	803	8,288,868	2,113,661	257	8,447,184	2,154,032	350	37,203,583	9,486,913	779	206,336,205	52,615,732
7	圧縮記帳その他の損金算入額	25.5	605	56,853,056	14,497,529	231	26,570,336	6,775,436	253	24,893,248	6,347,778	983	245,299,653	62,551,411
8	認定特定法人に対する寄付金の特例	25.5	252	191,778	48,903	145	232,880	58,384	77	200,395	51,100	294	651,901	166,235
9	認定特定法人に対するみなし寄付金の特例	25.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	特定株式投資信託収益分配金の益金不算入額	25.5	141	755,198	192,575	62	458,225	116,848	51	970,992	247,603	148	9,231,326	2,353,989
11	損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額	25.5	0	0	0	1	64,782	16,519	0	0	0	3	1,112,968	283,807
	合計		3,719	85,647,639	25,622,645	1,783	54,288,224	20,783,431	1,495	124,344,439	35,679,489	4,713	568,397,022	184,831,749

No	租税特別措置の種類	換算税率 (%)	100億円超				合計	
			件数	運用額(千円)	減税額(千円)	件数	運用額(千円)	減税額(千円)
1	租税特別措置による税額控除額		653	295,754,115	295,754,115	40,177	420,306,113	420,306,113
2	軽減税率適用特例対象所得金額	4.0	80	620,569	24,823	704,725	2,557,330,308	102,293,212
3	特別償却限度額等	25.5	164	46,306,479	11,808,152	30,956	486,466,711	124,049,011
4	特別償却不足額	25.5	13	7,795,066	1,987,741	1,828	30,271,713	7,719,287
5	準備金のうち損算入限度額	25.5	95	378,797,600	96,593,388	2,487	476,056,811	121,394,487
6	金融機関・中小企業等貸倒引当金繰入限度額の特例	25.5	103	156,597,263	39,932,302	8,994	433,965,033	110,661,083
7	圧縮記帳その他の損算入額	25.5	563	604,782,167	154,219,453	512,438	1,539,122,645	392,476,274
8	認定特定法人に対する寄付金の特例	25.5	252	3,884,124	990,451	13,177	10,251,723	2,614,189
9	認定特定法人に対するみなし寄付金の特例	25.5	0	0	0	0	60,586	15,449
10	特定株式投資信託収益分配金の益金不算入額	25.5	92	16,107,027	4,107,291	8,584	57,285,755	14,607,868
11	損害保険会社の受取配当益金不算入に係る特別利子の額	25.5	8	99,493,848	25,370,931	12	100,671,599	25,671,258
	合計		2,023	1,610,138,258	630,788,647	1,323,396	6,111,788,997	1,321,808,233

(注) 1. 法人税関係の租税特別措置による政策減税を「種類別」の11項目ごとに資本金階級別の適用件数、適用額、減税相当額を分類し集計して表示している。

2. 資本金階級別区分は、1,000万円以下、3,000万円以下、5,000万円以下、1億円以下、3億円以下、5億円以下、10億円以下、100億円以下、および100億円超の9区分に区分している。

3. 本表は、単体法人と連結法人ごとに、それぞれ、資本金階級別区分の種類別に分類、集計されていたものを、「資本金階級別・適用額の種類別」に統合して表示している。

4. 内閣から国会に提出された「報告書」における資本金階級別の適用額は、個別措置について資本金階級別区分ごとに千円未満の端数が、それぞれ切り捨てられている。このため、それぞれの資本金階級別の適用額を合算した金額と合計金額とは、端数切捨てによる誤差が生じている。

〔図表13〕 資本金階級別租税特別措置適用による減税相当額と1社当たり減税相当額  
—政策減税の適用状況の集中度を分析している—

資本金階級	減税相当額		適用 法人数	1社当たり減税相当額	
	金額 (千円)	構成比率 (%)		金額 (千円)	構成比率 (%)
1,000万円以下	220,390,169	16.67	761,001	290	0.03
3,000万円以下	85,302,879	6.45	118,094	722	0.07
5,000万円以下	47,780,977	3.61	42,453	1,126	0.11
1億円以下	70,628,157	5.34	25,598	2,759	0.26
3億円以下	25,622,645	1.94	2,433	10,531	1.00
5億円以下	20,783,431	1.57	1,127	18,441	1.75
10億円以下	35,679,489	2.70	826	43,196	4.09
100億円以下	184,831,749	13.98	2,270	81,424	7.71
100億円超	630,788,647	47.72	703	897,281	84.99
合計	1,321,808,233	100.00	954,505	1,055,770	100.00

- (注) 1. 法人税関係の租税特別措置による政策減税の適用状況を資本金階級別による企業規模の区分ごとの減税相当額とその構成比、適用法人数、1社当たり減税相当額を表示している。
2. 資本金階級別区分は、1,000万円以下、3,000万円以下、5,000万円以下、1億円以下、3億円以下、5億円以下、10億円以下、100億円以下、および100億円超の9区分に区分している。
3. 租税特別措置による政策減税相当額は、1兆3,218億円に達しているが、その47.7%に相当する6,307億円を703社の資本金100億円超の巨大企業が独占し、1社当たり平均しての減税相当額は8億9,728億円に達している。

## 6 特定の産業や特定の大企業に集中し特権的優遇税制化している政策減税

企業への傾斜的減税である政策減税は、その特徴として特定の業種や特定の大企業に集中的に偏在化し、「隠れた補助金」として既得権と化し著しく不公平であることが判明した。

租税特別措置のうち適用減税相当額の最も大きな種別が税額控除であり、そのうちで目立っている個別措置の項目は、いわゆる研究開発税制である「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」である。

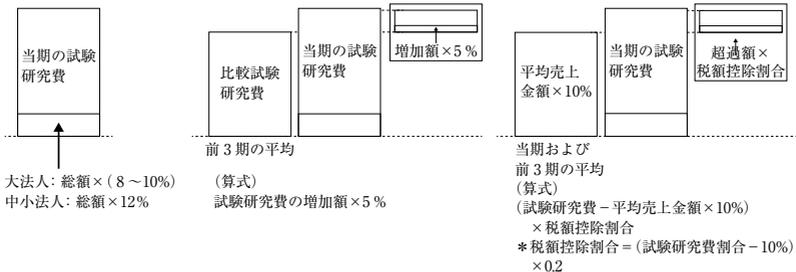
〔図表14〕 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の概要  
— 研究開発減税の制度の仕組みの要点とイメージ —

- (1) 試験研究費の総額の8～10%（特別試験研究費の額については12%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。
- (2) 中小企業者等の試験研究費の額については、上記(1)の適用に代えて、その総額の12%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。
- (3) 2008年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する各事業年度については、別に上記(1)または(2)に追加して、①試験研究費の増加額に係る税額控除または、②平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除のいずれかの選択適用（当期の法税額の10%を限度）ができる。

○試験研究費の総額に係る税額控除制度等（上記(1)または(2)）

○試験研究費の増加額等に係る税額控除制度等（上記(3)）  
①試験研究費の増加額に係る税額控除

②平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除



この試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の仕組みは〔図表14〕にみるようである。この措置の2012年度の適用件数は11,177件で、適用総額は、3,952億円、ある。このうち「試験研究費の総額に係る税額控除」の適用件数は3,297件、適用金額が3,017億円で圧倒的な大きさを占めている。

問題なのは、その主な適用業種と適用企業の実態である。主な適用業種は、化学工業が23.7%、輸送用機械器具製造業が18.6%、機械製造業が12.2%である。適用企業は、上位10社の適用額が980億円で32.5%と一部の特定企業に集中していることは注目に値する。

さらに、「繰越税額控除超過額に係る税額控除」は、適用件数は355件で、適用金額が440億円であるが、主な適用業種は、輸送用機械器具製造業が49.7%、化学工業が21.7%、機械製造業が7.4%である。適用企業は、上位

10社の適用額が264億円で60.0%を占めている。

「平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除」の適用件数は131件、適用金額は93億円であるが、主な適用業種は、化学工業が70.2%、その他製造業が26.2%、輸送用機械器具製造業が2.2%であり、上位10社の適用額が88億円で94.6%を占めている。

このようにして、租税特別措置による政策減税は、一部の特定業種で、しかも上位10社の占拠率にみるように極めて限定された特定の一部企業に集中していることが歴然たる事実として明確に露呈している。

## VI 現在の法人税制の実態が抱えている問題状況と欠陥の元凶

——大企業が税金を払わない法人税制崩壊の深刻な実相——

### 1 実証分析の検証結果により判明した異常な焦点

これまでの法人税制の実態の検証により判明した問題の所在を要約すれば、次のようである。

- (1) 国税である法人税の法定税率は25.5%であるが、その実際の負担率は全部を平均して16.59%で法定税率の6割5分にすぎない。
- (2) 資本金100億円超の巨大企業の法人税平均実効税負担率は11.54%で、法定税率の4割5分にすぎず半分にも達していない。
- (3) 資本金1,000万円以下の小規模企業でさえ、平均実効税負担率が20.17%であるのに、巨大企業はその57.2%相当にとどまり「極小の税負担」である。
- (4) 租税特別措置の政策減税による減収相当額は1兆3,218億円に達しているが、その47.72%に相当する6,307億円を703社の巨大企業が独占し、1社当たりの減税相当額は平均して8億9,728万円に達している。
- (5) 個々の企業が、実際に、どのような税負担になっているかを分析した結果、国税の法人税と地方税の法人事業税・住民税の総合計負担である

「法定正味税率」は38.01%であるのに、「実効税負担率」は非常に低く、10%未満の企業もかなりあり、20%未満の企業が圧倒的に多く、比較的多くの法人税を払っている著名な企業でさえも20%台が大部分で、30%に達している企業は少ない。

- (6) 法人間配当無税で課税上は極めて優遇されている受取配当金収入が過去6期分で2兆円を超える企業が4社、1兆円を超える企業が8社、5,000億円を超える企業9社もが別の資料にリスト・アップされている。なかには受取配当金収入が税引前利益を超えている企業もあるという状況である。
- (7) 法人税制に現存する欠陥である歪みを是正すれば、危険を冒して増税した消費税率アップによる増収見込額を超える4兆4,263億円の法人所得総合税負担の増収想定額が試算できる。

## 2 法人税が構造的に抱えている欠陥の元凶

いま、法人税制が抱えている病巣の元凶は、次のとおりである。

- (1) 政策税制である租税特別措置による減税の恩典が特定大企業への特権的優遇税制化している。
- (2) 基本税制である法人税法本法にもタックス・イロージョンによる課税ベースの空洞化要因が内在している。
- (3) グローバル企業の税逃れを許す国際課税の仕組みに内在する欠陥が放置されたままになっている。
- (4) 課税ベースの拡大が意図され、その「妖怪化」が懸念されるが歪みの是正による公正化が緊要である。

## 3 法人税の税負担格差の是正による増収想定額の試算

法人税の平均実効負担率と法定税率の間に存する格差を是正すれば、ど

〔図表15〕 法人税の税負担格差の是正による増収想定額  
—税負担の格差の是正で4兆4,263億円の増収を試算している—

資本金階級	法人税 平均実効 負担率 (%)	法人税 法定税率 との格差 (%)	申告所得金額 (百万円)	是正による 法人税の 増収想定額 (百万円)	法人所得 総合税負担の 増収想定額 (百万円)
1,000万円以下	20.22	5.28	5,063,915	267,375	373,696
5,000万円以下	23.11	2.39	4,400,906	105,182	147,007
1億円以下	24.18	1.32	2,883,434	38,061	53,196
5億円以下	25.51	0.00	3,209,682	0	0
10億円以下	23.45	2.05	1,292,740	26,501	37,039
100億円以下	20.31	5.19	5,694,716	295,556	413,083
100億円超	14.76	10.74	12,997,596	1,395,942	1,951,034
連結法人	5.61	19.89	5,220,569	1,038,371	1,451,276
合計			40,763,559	3,166,989	4,426,333

- (注) 1. 法人税平均実効負担率と法人税法定税率の間に存在する格差の是正による増収想定額を試算している。
2. 「法人税法定税率との格差」は、法人税の法定基本税率25.5%と、「法人税平均実効負担率」との格差である。
3. 「申告所得金額」は、国税庁企画室編『会社標本調査』（2012年度分）に基づいて計算している。
4. 「是正による法人税の増収想定額」は、「申告所得金額」に「法人税法定税率との格差」を乗じて算出している。
5. 「法人所得総合税負担の増収想定額」は、法人税、法人住民税および法人事業税に相当する税額の合計額として、次の算式により算出している。

$$\text{法人所得総合税負担の増収想定額} = \frac{\text{是正による法人税の増収想定額}}{\text{増収想定額}} \times \frac{\text{法定正味税率 (35.64\%)}}{\text{法人税の法定税率 (25.5\%)}}$$

のくらいの増収が想定されるかを試算した結果を示すと〔図表15〕のようである。

税負担の格差による不公正の是正により4兆4,263億円の「増収想定額」を試算することができるのである。

税制の欠陥により、これだけ巨額の財源を喪失しているわけである。税制改革は、このことに的を集中させて連投的に行わなければならない。

## Ⅶ 大事なことは問題の核心を衝き「的」をはずさない法人税再建

——健全な活力ある企業社会と国家の姿の構築を目指すこと——

### 1 消費税増税を企業の法人税減税の財源にすることは納得できない

庶民の生活を直撃する逆進性の強い酷税である消費税が大幅に増税されているのに、大きく儲かっている大企業の税金である法人税を減税することは、税の論理からも大きく矛盾しており、国民も到底納得し難いことである。

政府税制調査会をはじめ関係者が法人税率の引き下げが必要だと主張しているのは「日本の法人税率が国際相場より高いためである」とする認識から出発している。しかし、このことが大きな誤りであることは前掲の実効税負担の実名による企業リストで示したデータにより明確に論証されていると考える。

このことは、私がこれまで明言してきているように、日本の法人税で高いのは、表面的な法定税率であって、欠陥税制により大企業の実際の「実効税負担率」は驚くほど軽いのであり、「国に税金を払わない大企業」の巨大な一群が存在しているのである。

その主たる要因は、課税ベースに抜け穴による大きな欠陥があり、歪められ縮小化し空洞化しているからである。

### 2 租税は応能負担原理によることが公正である

租税は、納税者国民の租税負担能力に応じて適正に、しかも、公正にその負担を求めなければならない。このため、公正な税制を構築するためには、いかなる税目を選択し、どの程度の税率を設置するかも重要であるが、何よりも最大のポイントは、課税の基準となる課税ベースが真の意味において論理的に正常な姿によって形成されているか否かにかかっているのだ

ある。

税務会計学研究は、この課税ベースの本質の究明と、その計測に関し専門技術的に科学者的研究を進め、そのあり方の基準となる「税務会計原則」を鮮明にし、税制改革のメルクマールとなる具体的指針を提供している学問研究である。

日本の法人税の真の本格的な実態を精細に分析し、その実相を解明するためには、税務会計学的研究による独自の成果と手法を活用することが不可欠である。真実の税負担状況の実相の解析結果を踏まえなくて、表面的な観察だけでムード的に漫然と、核心を衝かない「的はずれ」の議論が進められ、誤った改革が行われる危険を防がなくてはならない。

すべからく、法人税改革にあたり、焦点の置き処を間違わないで、徹底的に問題の核心を衝いた「的をはずさない」正しい議論が行われることを強く望みたいのである。

### 3 「法人税再建」で国の財政の健全化と国民の幸せを達成

経済界やマスコミは「日本の法人税が高い」と、大合唱しているので、日本の産業界を代表する有力な主要企業のうち好業績の企業につき調査した結果、法人税の負担は驚くほど軽いことが判明したのである。

日本の法人税で高いのは「法定税率」であり、「実効税負担率」は極めて低いのである。それは、税制における欠陥である歪みが原因である。

法人税制の実態が、いかに不公正極まりなく重大な欠陥があり、特にグローバル企業である巨大企業が日本という国に税金を払っていない実態が明らかになっているのである。

大企業の巨大な利益からすれば、現在の法定正味税率で納税しても、企業の屋台骨はゆるぐことはない。大企業を優遇するあまり、国民に過重な負担がかけられる税制こそ、社会の不正を拡大し日本の将来を危くする

と私は懸念している。

安倍首相が決断した法人税の引き下げについて、財務省は代替財源さがしに頭を悩ませ四苦八苦しているが、結局は、消費税のさらなる増税に加えて、国民に負担を強いるような増税策しかないであろう。このままでは、国と国民を幸せにするはずの富は、大企業や大富豪に吸い上げられて、海外のタックス・ヘイブンを流出する一方である。そんな理不尽な道理が許されてよいであろうか。

#### 4 政治への信頼は「法人税の再建」により達成

税制は政治のバックボーンであり、社会の公正さの鑑である。公正な法人税制を再建すれば、国民から信頼される政治が確立するとともに、企業国家として発展ができるものと信じている。

真に平和で、文化の香り高く、世界から尊敬される素晴らしい活力ある企業社会と国家の姿を、愛する日本で構築していきたいものである。